

事故防止及び発生時対応マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

【1】 はじめに

利用者が安心・安全にサービスを利用することが出来るように、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万が一事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるようマニュアルを策定する。

【2】 基本的な考え方

事業所はあらかじめ起こりうる事故を想定し、事故が起きないように、日頃から備える事が必要であり、また万が一事故が発生した場合においても、子どもの命や体の安全を第一に考え行動することが重要である。そのため、事故が発生した場合の対応だけではなく、日常的に事故が発生しそうな事象（ヒヤリハット）について、なぜそうなったのかを検証、共有しその後の事故防止に役立てる事が大切である。また、支援者と利用者との関係性が築けており、利用者の特性に合わせた支援を行う事で事故やトラブル発生のリスクを減らすことが出来ると考える。

【3】 事故防止に関する考え方

①利用者の特性の把握

利用者1人ひとりの特性を把握し、どのような事故が想定されるか考え、最も効果的な支援方法についてミーティング等で検討し共有する。

②風通しの良い職場作り

日頃から職場の課題等を全体化し対応策を構築・共有する事が必要である。個人的な支援方法の判断をせず、周りの支援者に相談するよう心掛ける。そのためには、気軽に話しかける事が出来る職場環境を作ることが大切である

③家庭との連携

家庭とのコミュニケーションは、事業所だけの情報だけでなく、子どもの家庭での情報を把握し、事故防止へつなげる事が出来るので重要である。

【4】 事業所内の環境整備

① 利用時間外

・物品・おもちゃ等は破損がないかチェックし、破損等ケガの可能性のあるものは修理する。

・ハサミ等ケガの可能性のある道具は厳重に管理する。

・登所する子どもの特性を把握し、特性に合わせた環境設定に配慮する。

・天気予報に注意し、天気の急変や気温、特に熱中症には注意が必要である。

②利用時間中

・かんしゃくやパニック、衝動行動があり、物を投げたり他の子どもをたたく等の行動がある子どもは、行動・様子をしっかりと観察し、投げられる物を遠ざけるなどの対応を行

う。

- ・おもちゃが散乱し、踏みつけや破損によりケガをする可能性が高い場合は片付けを優先する。

- ・外出時は子どもの特性を把握し、子どもと対応する支援者との関係性や特性に合わせた支援を行う。

- ・登所時・降所時は保護者が手をつなぎ、飛び出さないよう指導する。

- ・子どもに注意をしなければならない時は、注意だけではなく、どういう理由で、どういう行動をすれば良いかを説明する。

- ・おやつやおもちゃをのどに詰める可能性が高い子供がいる場合は、目を離さず、すぐに対応できるようにする。

③食物アレルギー

- ・食物アレルギーの子どもの情報は、ミーティング等で共有を図り、表を作り誰でも分かるようにしておく。

【5】個人情報の管理

- ・個人情報を含む書類等は鍵付き書庫等に保管する。

- ・利用児童や法人等の情報が入ったデータは持ち出さない、持ち帰らない。

【6】事故発生時の対応

（緊急連絡）

- ① 状態に応じて主治医に連絡又は 119 番通報する。

- ② 保護者に連絡する。

- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。

- ④ 理事長・所長・管理者・児童発達支援管理者に連絡し、対応を協議する。

（119 番通報）

- ① 救急車が迅速に到着できるよう、事前に目標となる建造物等、事業所の案内方法を想定しておく。

- ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。

- ・意識（意識がない・反応が鈍い・呂律が回らないなど）

- ・呼吸（呼吸がない・窒息・呼吸が速い・遅い・弱いなど）

- ・誤飲異食（口内の異物の有無・飲食した物と量・経過時間など）

- ・転倒転落（出血・打撲の部位・程度・疼痛の有無、意識など）

- ・発熱（体温・発汗・寒気の状態）

- ・吐血・下血（色・量・回数等）

- ・頭痛（激痛か？吐き気・しびれ・麻痺・言語障害の有無）

- ・胸痛（激痛か？呼吸はどうか？）

- ・腹痛（下痢便秘の有無・排尿の状況・吐き気など

※状態を記録する。

（応急処置）

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

（救急車の誘導と到着後の対応）

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況を詳しい者が救急車に同乗する。

【7】結果の報告・記録

- ① 対応結果について、保護者に報告する。対象児童以外の保護者についても、事故の概要を説明できるようにしておく。事故当日以降の利用・療育の内容を確認する。
- ② 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき、事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実施していくことになるので、職員の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- ③ 対応手順に問題がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

【8】 事故の再発防止のための取り組み

管理者、児童発達支援管理責任者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

- ・再発防止策の策定

すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。

策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

- ・職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに、必要に応じて保護者とも共有を行う。

※事故防止及び発生時対応マニュアルの【6】～【8】は緊急時対応マニュアル【5】～【7】と同様である。

【9】安全点検の実施

- ・安全点検は各棟の火気点検表と、各部屋・場所等の安全衛生管理表によって担当者が点検する。

(附則) このマニュアルは令和6年4月1日より施行する